

答 申 書

～ 第 5 次延岡市行財政改革に望むこと～

平成 1 8 年 1 0 月 2 3 日

延岡市行財政改革推進委員会

答申にあたって

私ども延岡市行財政改革推進委員会は、7月26日、延岡市長から第5次行財政改革についての諮問を受け、これまで審議を重ねてまいりました。

ここに、その審議結果をとりまとめ答申いたします。

本市におきましては、これまで4次にわたる行政改革を実施し、特に第4次行政改革(平成12～16年度)では、職員数の98人減員、9億円を超える年間経費の削減を行い、大きな成果をあげているところです。

しかしながら、今回の行財政改革の特徴的な背景でもありますが、現在、多額の債務を抱える国は、これまでのような安易な財政出動に頼る考え方を転換し、地方交付税の削減をはじめとした制度面にも踏み込んだ構造改革を断行してきております。また県も財政改革の一環として、権限移譲や補助金の削減を進めるなど、国・県の改革が市町村の負担を伴う形で進められており、本市においては、特に財政的な面でこれまでにない厳しい状況が出てきております。

本市歳入の2割以上を占める地方交付税は、国の三位一体改革により平成16・17年度の2カ年で約21億円(1市2町合計額)が削減され、また国レベルでは景気が回復の兆しにあるとはいうものの、地方においては未だ実感が薄い中で、基幹的な自主財源である市税収入等が伸び悩むなど財源確保が非常に困難な状況にあります。

さらに、歳出面では、医療や介護などの社会保障関係経費の増加が著しく、少子高齢化の進行でさらに経費の増大が予想されるところですが、平成16年度の決算額では、一般会計の関係経費と特別会計を合わせると、歳出決算額全体の半分以上を占める状況になっています。

このようなことから、財政収支のバランスを保つため、毎年5億円を超える基金を取り崩し歳入の補填に充てるなど厳しい財政運営を強いられ、このままでは数年で基金も枯渇する状況にあります。

また、先頃発表された「国の経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(骨太の方針)」による歳出・歳入一体改革により、今後さらに、本市の財政面等への影響が懸念されることです。

このような深刻な財政状況は全国的なことでもありますが、本市においては、現在のままでは、地方分権などの社会情勢の変化や多様な市民ニーズに対応した積極的な施策を展開する余地が無く、将来のまちづくりに支障を来す状況にあります。また最悪の場合には、夕張市の例に見るように自治体としての存続が危ぶまれる状況にもなりますので、早急に財政改善に取り組むことが必要です。

私どもといたしましては、これまでの調査・審議を通じて、本市の厳しい財政状況を再認識し、これから如何に足腰の強い財政基盤を確立していくのか、このことが、今回の第5次行財政改革に求められる最重要課題であると考えているところであります。

このため、今後の行財政改革を進めるにあたっては、まず基本的には2つの視点をもって臨むべきであります。

1点目は、行政自らが、これまで以上に危機意識と改革意欲をもって、行政運営全般の徹底的な検証のもと必要な改善・改革を断行し、市民の共感をうる効率的で効果的な行財政運営を進めていく必要があります。

また、2点目として、これからのまちづくりには、市民の理解と協力が不可欠です。現在の危機的とも言える財政状況を克服していくためには、行政の自助努力だけでは限界があり、私ども市民もこの厳しい現状を認識し、行政とともにまちづくりの一員としての責務を果たしていかなければなりません。福祉や環境、防災をはじめとした地域活動等へ自主的に参加し、公的使用料等の応分の負担も担いながら、市民と行政のお互いの信頼に基づく協働したまちづくりシステムへの転換が必要であります。

このような視点に立ち、今回の行財政改革では、具体的には次の事を強く望むところであります。

- まちづくりビジョンを見据えた行財政改革
- 財政の健全化
- 広報広聴・情報公開の推進
- 市民との協働の推進
- 職員数及び給与の見直し
- 業務の民間委託等の推進
- 事務事業の効率化
- 組織機構の改革
- 職員資質の向上
- 広域的な視点に立った行政運営の推進
- 公共施設の効率的な運営・設置

以上が、行財政改革に望む私どもの基本的な考え方ではありますが、それぞれの取組に対する考察については後述することといたします。

今後、行政において策定される行財政改革大綱及び実施計画においては、私どもの答申を十分に尊重され、またこれから数々の改革を確実に実施することにより、その成果が将来にわたる元気な延岡づくりに大いに反映されることを切に期待するところであります。

平成18年10月23日

延岡市行財政改革推進委員会
会長 清本 英男

1. まちづくりビジョンを見据えた行財政改革

本市の財政は従来にも増して厳しく、行政サービスはこれまでのような右肩上がりの展開が望めない状況にある。このため、全般的に行政運営を検証し行財政改革を積極的に進め、行政はもとより市民も我慢すべきところは我慢し、この厳しい時期をお互いの理解と協力で乗り越え、将来にわたり活力のある延岡を築いていく必要がある。

一方、まちづくりへの市民の参加意識がますます高まる中、現在策定中の第5次長期総合計画には、「協働」の視点で市民と行政が協力してまちづくりを積極的に進め、地域経済や市民の意識に活気をもたらす、将来に夢と希望のあるビジョンを期待しているところである。

このようなまちづくりを進めていく上でも、財政基盤の整備をはじめ行財政改革の推進が必要であり、またこのことについては市民の協力が不可欠なことから、十分に市民に周知し理解を求めていくことが必要である。

2. 財政の健全化

本市の財政は、地方交付税の削減や市税収入の伸び悩み等により財源確保に苦慮し、また歳出面では義務的な経費である扶助費や公債費等が増大する中で、これまでのような行政サービスの展開や、新たな市民ニーズや行政課題への対応が困難な状況にある。

このため、今回の行財政改革では財政の健全化を最重要課題として捉え、業務の民間委託や事務事業の見直しを行うなど効率的な執行を図るとともに、次の事の検証と改善に取り組むことが必要である。

財政健全化計画の策定

歳入及び歳出両面の財政見直し、また今後の具体的な改善策等を含めた財政健全化計画を早急に策定するとともに、このことの市民への周知を図ること。

補助金・負担金・委託料の見直し

運営補助金については、適宜その効果等を検証し、既得権化することのないように見直しが必要であること。また、その見直しにあたっては、実効性のある対策を講じること。

負担金については、市町村合併が進む中で、再度検証し見直しを図ること。

委託料については、業務委託料や施設管理委託料などの全体的な状況を十分に把握・検証し、統一的な基準等の検討も含め見直しを図ること。

受益者負担の適正化

下水道使用料をはじめとした使用料や手数料については、受益者負担の適正化の視点から見直しを図ること。

ごみ処理の有料化については、ごみ減量化やリサイクルの推進等に有効な方

策の一つと考えられるので、前向きに検討を行うこと。

市有財産の活用

市有財産については、財源確保の観点から有効な活用を図ること。

特別会計繰出金の抑制

一般会計から特別会計への繰出金支出の増加は本市の財政を一段と圧迫している状況があるので、特別会計の収支状況等を十分に検証し、効果的な方策を検討すること。

また、医療費等の増加に対する対策として、予防的な観点から保健や健康づくりの施策をさらに充実すること。

3 . 広報広聴・情報公開の推進

開かれた市政と行政運営の透明性を図るため、広報誌やホームページ等を通じて市民への情報提供を積極的に進めるとともに、パブリックコメントなど市民の意見を広く市政に反映する方策を推進することが必要である。

また、今回の行財政改革には、市民の理解と協力が不可欠なことから、特に現在の厳しい財政状況等については、市民にできるだけ分かりやすく、広報をはじめ機会をとらえて十分に説明していくことが必要である。

4 . 市民との協働の推進

これからのまちづくりは、福祉や環境、防災等の様々な分野において、市民やNPO、ボランティア、事業者等が積極的に参画する、市民と行政が協働したまちづくりに転換していかなければならない。

このためには、職員はもとより市民一人ひとりのまちづくりへの参加意識の高揚を図るとともに、市民活動の拠点となるコミュニティ施設の整備が不可欠である。また「協働」によるまちづくりを積極的に進めていくため、そのシステムづくりについても、市民の意見をもとに十分に検討していくことが必要である。

5 . 職員数及び給与の見直し

本市は、第3次、第4次の行政改革を通じて、職員数では157人の削減を行い、また、給与においては、給料、退職金を含む諸手当の是正に取り組み、給与水準や制度の適正化を行ってきた。

しかしながら、市民の意識調査においては、給与や職員数が依然として見直すべき事項の上位にあり、未だ市民の理解が得られているとは言えない状況がある。

本市の課題の一つは、人件費比率が高いことであり、これが市民の意識調査にも表

れているものと考えられる。人件費を高めている主な要因は職員数にあることから、市民サービス面に留意しつつ民間委託の推進や事務事業の効率化等を積極的に進め、職員数の削減に努めるとともに、市民の関心が高い給与についても、引き続き適正化に努めることが必要である。

なお、職員数及び給与については、広報誌等を通じて、市民に対しては的確に分かりやすく知らせることが必要である。

6 . 業務の民間委託等の推進

業務の民間委託等を推進することは、行政の職員数の改善や経費節減等につながり、地域経済の活力にも反映されると考える。

このため、全般的な行政運営において、行政の担うべき役割を重点化し、市民や事業者等との役割分担の視点から、業務の民間委託等を積極的に推進していくことが必要である。

なお、業務を民間委託する場合は、NPOなど幅広く委託の対象を考え、また市民やボランティア等の活用も視野に入れることが必要である。さらに委託後もサービス提供など運営状況も確認しながら行政としての責任を果たしていくことが必要である。

様々な業務の民間委託等が考えられる中で、特に下記の業務については、積極的に推進することが必要である。

市営住宅の管理業務

市営住宅の管理業務については、民間委託等を推進すること。

下水処理場等の保全業務

下水処理場やポンプ場等の各施設の管理については、民間委託等を推進すること。

学校給食の調理業務

学校給食の調理業務については、民間委託等を推進すること。

図書館の業務

図書館の窓口業務等については、NPOの活用についても積極的に検討しながら、民間委託等を推進すること。

7 . 事務事業の効率化

現在の厳しい財政状況のもとで、今後の事務事業の実施については、これまでのような「あれも、これも」ではなく「あれか、これか」という事務事業の選択が強く求められる。

また、一つ一つの事務事業について、「最小の経費で最大の効果」という経済性の観

点、また自主的な市民活動の活用なども視野に入れながら再度検証し、効率的で効果的な執行を図ることが必要である。

事務事業の効率化としては様々なことが考えられるが、特に下記のことについては、見直しを図ることが必要である。

市費学校事務職員の配置

市費学校事務職員の配置については、小中学校には基本的には県費の事務職員が配置されていることから、見直しを図ること。

市費学校用務員の配置

市費学校用務員の業務については、専門性を要する業務や危険を伴う業務もあることから、業務委託や事業者等への業務発注など見直しを図ること。

道路の維持管理業務

道路や側溝の補修等の業務については、事業者等へ業務を発注するなど見直しを図ること。

行政の情報化

行政サービスは、市民の側からも正確性や迅速性が強く求められ、行政の情報化はその有効な方策の一つと考えられる。

本市の情報化はこれまで各部署単位に進められてきており、全庁的には情報の共有による効率性等の面で課題があることから、包括的な情報化計画を策定し、より充実した体制を整備すること。

8 . 組織機構の改革

組織機構は、市民への行政サービス面のみならず、政策の実現や総合的な行政等を推進していく上で非常に大切なものである。

今後とも、市民ニーズへの迅速かつ適切な体制、市民に分かりやすい組織体制という基本的な考え方に基づき見直しを行うことが必要である。

また、団塊世代職員の大量退職を背景に大幅な職員削減が予定される中で、全庁的に市民サービスの低下を来たすことのないように配慮し、課所の業務執行において所属職員の柔軟な対応が可能なグループ制の導入等も視野に入れ、効率的で機能的な体制を検討していくことが必要である。

9 . 職員資質の向上

職員の育成については、飲酒運転をはじめ公務員として相応しくない行為が全国的に報じられる中、倫理観や接遇などの基本的素養の育成が非常に大切になってきている。

また、職員数が減少する中では少数精鋭化の視点に立った人材育成も重要になってきており、専門性や創造性等の能力開発・育成に向けた研修等の充実を図るとともに、昇任や昇給にも反映した人事考課制度の充実を図りながら、総合的な視点で職員資質の向上を図ることが必要である。

1 0 . 広域的な視点に立った行政運営の推進

市町村の合併が進む中、これからの行政運営は、各市町村の歴史・文化等を大切に、各市町村がお互いの特色を生かして、相互に補完・連携していく方向をめざすべきである。

本市における観光や商工業、農林水産業の産業振興は、広域的な視点なくしては解決策を見出せないところがあり、また将来的な特例市の実現のためにも、実効性のある広域的な取組を積極的に推進していくことが必要である。

1 1 . 公共施設の効率的な運営・設置

第3セクターをはじめとした公共施設の管理・運営が、本市の財政を圧迫している状況があり、現在の運営状況について十分に検証を行い、当該施設の地域全体における位置付け等にも配慮しながら、民営化や廃止等を含めた抜本的な見直しを図ることが必要である。

また、運営を継続する第3セクターについては、行政においては定期的に運営状況等の確認を行い、また必要に応じては改善計画の策定等を求めながら、安定した運営に努めることが必要である。

その他の公共施設の運営については、指定管理者制度等の積極的な活用を図り、また新たな施設の設置については、民間の資金や経営ノウハウを活用したP F I方式等についての研究を進めていくことが必要である。

延岡市行財政改革推進委員会の審議経過

平成18年7月26日	第1回	行財政改革推進委員会 ・委嘱状の交付 ・諮問 ・延岡市の現状説明
8月9日	第2回	行財政改革推進委員会 ・延岡市の現状等に係る協議
8月25日	第3回	行財政改革推進委員会 ・委員提言のとりまとめ
9月6日	第4回	行財政改革推進委員会 ・具体的な取組項目の協議
10月6日	第5回	行財政改革推進委員会 ・答申内容の協議
10月18日	第6回	行財政改革推進委員会 ・答申内容の協議

